

鳥取県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する要綱

制定 平成30年11月28日付第201800232485号

鳥取県生活環境部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 支援法人が法第42条に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を公正かつ適確に行う観点から、法第40条に定める基準ごとに次の指定基準を定める。

1 法第40条第1号関係

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについては、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務を行う区域が定められていること。
- (2) 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。
- (3) 支援業務を行うにあたっての組織体制、人員体制が備わっていること。
- (4) 県内に事務所を有し、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。
- (5) 支援業務の具体的内容及び実施方法が定められていること。
- (6) 支援業務に関して、地方公共団体及び法第51条第1項に規定する居住支援協議会との連携体制を確保していること。

2 法第40条第2号関係

前項の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務に必要な事業資金を有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 法第42条各号のうち、行おうとする支援業務について、概ね1年以上の実績をしていること。
- (4) 支援業務を実施するにあたり、実務経験を有する職員が実際の支援業務に関与していること。

3 法第40条第3号関係

代表者及び役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終

- わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 法第50条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (6) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

4 法第40条第4号関係

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 原則、支援業務以外の業務を行う組織と分離をしていること。
- (2) 法43条第1項に規定する債務保証業務を行っている場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで経理が区分されていること。

5 法第40条第5号関係

前各項に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 定款等において支援業務を実施するために必要な記載があること。
- (2) 支援業務を実施することについて意思決定をしていること。
- (3) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等の適切な措置をしていること。

(指定の申請等)

第3条 次の表の左欄に掲げる行為は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出することにより行うものとする。

法第40条に規定する支援法人の指定の申請	住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）
法第41条第2項に規定する支援法人に係る指定内容の変更の届出	住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書（様式第2号）
支援法人に係る指定についての廃止、休止又は再開の届出	支援業務廃止（休止・再開）届出書（様式第3号）

- 2 前項に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書又は住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書には、施行規則第27条第2項に規定する次に掲げる書類を添付しなければならない。（ただし、住宅確保要配慮者居住支援法人指定内容変更届出書

にあつては、当該変更に係る書類以外のものを除く。）

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請日の属する年度に設立された法人の場合は、設立時の財産目録）
 - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類（様式第4号）
 - (5) 法第40条第1号に規定する支援業務の実施に関する計画（様式第5号）
 - (6) 役員の氏名及び略歴を記載した書類（様式第6号）
 - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類（様式第7号）
 - (8) 法第40条第3号の規定により支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨の誓約書（様式第8号）
 - (9) 支援業務を行う事務所の位置図及び平面図
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の指定にあたって参考となる書類
- 3 知事は、申請者を支援法人として指定したときは、支援法人の名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を県のホームページに公開するとともに、様式第9号により支援法人に、様式第10号により支援法人が業務を行う区域の市町村長に、それぞれ通知するものとする。
- 4 知事は、申請者が法第40条各号の基準に適合しないと認めるときは、支援法人として指定しない旨を様式第11号により申請者に通知するものとする。

（債務保証業務の委託）

- 第4条 支援法人は、法第43条に基づき、法第42条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、委託しようとする業務、委託する理由を債務保証業務委託認可申請書（様式第12号）に記載の上、知事に提出し認可を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の認可を行う場合は、債務保証業務委託認可書（様式第13号）を支援法人に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第14号）により、支援法人に通知するものとする。

（債務保証業務規程の認可）

- 第5条 支援法人は、法第42条第1号に規定する家賃債務保証業務を行うときは、法第44条第1項前段の規定により債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、債務保証業務規程認可申請書（様式第15号）に添付し、知事に提出し認可を受けなければならない。
- 2 前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更するときは、法第44条第2項に基づき、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第16号）に変更した債務保証業務規程を添付し、知事に提出し認可を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項による認可を行う場合にあつては、債務保証業務規程認可通知（様式第17号）、第2項による認可を行う場合にあつては、債務保証業務規程変更認可通知（様式第18号）により、支援法人に通知するものとする。

4 知事は、第1項による認可を行わない場合にあつては、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知（様式第19号）、第2項による認可を行わない場合にあつては、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知（様式第20号）により、支援法人へ通知するものとする。

（事業計画等の認可）

第6条 支援法人は、法第45条第1項の規定に基づき、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後、延滞なく）、支援業務事業計画等認可申請書（様式第21号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に申請し認可を受けなければならない。

（1）支援業務事業計画書

（2）支援業務収支予算書

（3）指定後に法第41条第2項に規定する変更以外の変更があつた場合は、当該変更に関する第3条第2項各号に掲げる書類

2 知事は、法第45条第1項の規定による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可書（様式第22号）により、支援法人に通知するものとする。

3 知事は、法第45条第1項の規定による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書（様式第23号）により、支援法人に通知するものとする。

4 支援法人は、第2項の規定により認可を受けた事業計画等を変更する場合には、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第24号）に変更内容を記載した支援業務事業計画書及び支援業務収支予算書を添付し、知事に申請するものとする。

5 知事は、法第45条第1項の規定による変更認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可書（様式第25号）により、支援法人に通知するものとする。

6 知事は、法第45条第1項の規定による変更認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書（様式第26号）により、支援法人に通知するものとする。

（事業報告書等の提出）

第7条 指定支援法人は、法第45条第2項及に基づき、毎事業年度、支援業務事業報告書等提出書（様式第27号）に支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後3か月以内に、知事に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第8条 知事は、法第50条に基づき、支援法人の指定の取消しを行った場合には、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第28号）により当該法人に通知するとともに、県のホームページにその旨を公開するものとする。

2 知事は、前項により指定を取り消した場合には、支援法人が業務を行っていた区域の市町村長に、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定取消しについて（様式第29号）により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。